

クラウド型図書管理システム更新業務委託 仕様書

1. 業務名

クラウド型図書管理システム更新業務委託

2. 業務の目的

本業務は、現在運用しているクラウド型図書管理システムを更新し、より一層利用者の利便性の向上やサービスの充実を図り、図書館業務全般の円滑な運営に資することを目的とする。

3. 図書館の概要

- (1) 人口世帯数 14,971 人 7,789 世帯 (令和 8 年 1 月 1 日現在)
- (2) 蔵書数 40,758 冊
- (3) 年間利用者数 8,841 人
- (4) 年間貸出冊数 37,517 冊
- (5) 書誌マーク 無し
- (6) 分館等 西当別分館
- (7) 現行システム クラウド型図書館システム 図書館ウェブエース

4. 主な処理業務

- (1) カウンター業務
貸出／返却／資料検索／利用者登録／予約
- (2) 資料管理業務
書誌データ管理／蔵書点検
- (3) 利用者管理業務
- (4) 統計業務
- (5) 利用者用端末開放
資料検索／タッチパネル方式

5. 納入場所及び設置期限

- (1) 納入場所
当別町図書館 石狩郡当別町西町 1248 番地 7
当別町図書館西当別分館 石狩郡当別町太美町 22 番地 7
- (2) 納入期限 令和 8 年 6 月 3 0 日まで

6. 経費見積概要

(1) 初期設定		
①サーバ設定		1 式
②クライアント設定	本館 1、分館 1	2 セット
③広域分館対応		1 式
④セルフシステム設定	本館 1、分館 1	2 セット
⑤予約機能		1 式
⑥端末設定		1 式
⑦周辺機器設定		1 式
(2) 付帯費用		
①導入時研修		1 式
②データコンバート		1 式
③諸経費		1 式
(3) ハードウェア		
①管理用端末デスクトップ 液晶ディスプレイ 21.5 インチ型以上 メモリ 8GB 以上、SSD256GB 以上 DVD スーパーマルチドライブ、Windows 11 Pro 64bit 5 年間翌営業日オンサイト保守 キーボード、マウス付属	本館 1、分館 1	2 台
②セルフ貸出用デスクトップ タッチパネル方式 21.5 型以上 メモリ 8GB 以上、SSD256GB 以上 DVD スーパーマルチドライブ、Windows 11 Pro 64bit 5 年間翌営業日オンサイト保守 キーボード、マウス付属	本館 1、分館 1	2 台
③ディスプレイ	本館 1、分館 1	2 台
④バーコードリーダー	本館 2、分館 2	4 台
⑤レシートプリンター 5 年間オンサイト保守、ロール紙 3 巻付	本館 1、分館 1	2 台
(4) ソフトウェア		
①Office ソフト(Home&Business2024)	本館 1、分館 1	2 台分
②ウィルス対策ソフト	本館 2、分館 2	4 台分

7. 図書館業務用ソフトウェア

- (1) 公共図書館用パッケージとして日本国内の実績を有するもので構築すること。
- (2) 別記「図書館システム (ソフトウェア) 仕様」の内容を満たすこと。

8. 前提条件

(1) システム環境

本システムのシステム環境は、次の要件を備えていることを要する。

- ① 本システムは、原則としてクラウド型（SaaS、ASP）で構築するものとし、運用保守を担当する職員の運用負荷を極力軽減すること。
- ② クライアントは本システム専用端末とすること。なお、システムのバージョンアップなどを行う際は、サーバ等から自動配信・自動更新などの機能があり、クライアント個々のメンテナンスが不要であること。
- ③ ネットワーク障害等で通信ができない状況でも、クライアントでの貸出・返却等のシステム利用がオフラインででき、障害復旧後に、クラウドサーバとの整合がとれること。
- ④ 現行システムから抽出された各種データの移行を行い、本システムが対象とする各業務機能については、現行システムの利用レベルを継続して維持すること。
- ⑤ 本システムを利用する規模・処理量に対応したレスポンスが確保されるものであること。
- ⑥ 利用者の個人情報、町の機密情報にあたるデータの取り扱いに関し、セキュリティを担保すること。
- ⑦ クライアントOSの大型アップデートがあった場合には、OSのサポート期間内に大型アップデートへの対応が可能なシステムを選定すること。
- ⑧ 法令改正や元号変更などに伴う機能修正を無償で行うシステムを選定すること。
- ⑨ Web ブラウザ等を利用して蔵書検索などの機能を備えるシステムを提案すること。また、接続台数に制限はなく、プラグインなどの追加やDBアクセス料などの追加費用も発生しないこと。

(2) バックアップデータの保存・リストア

ハードウェア障害や災害等でデータの消失・破壊が生じた場合であっても、確実に正常な状態に復旧できるような、バックアップ及びリストアの手法・機能を提案すること。当該内容の実現にあたっては、次の点に留意すること。

- ① 本システムのリカバリに必要なデータバックアップを、各データの特性に応じて行えること。
- ② バックアップは、本システムに蓄積されたすべてのデータを前提とすること。
- ③ データのバックアップは、定期的に自動で行えること。また、手動によるバックアップも行えること。
- ④ バックアップの頻度は、最低限「日次」で行えること。
- ⑤ バックアップの方法及び頻度は、システムへの負荷を考慮して最適となるように決定し、バックアップ処理により性能要件を損なうことがないようにできること。
- ⑥ 外部媒体にバックアップデータを記録する場合は、厳重に保管を行うこと。
- ⑦ 障害直前のバックアップデータから早急に復旧できること。
- ⑧ バックアップデータのリストアテストを実施していること。

(3) セキュリティ関連

発注者の要求するクラウド環境要件を以下に示す。受注者は、クラウド環境要件に基づき、適切なクラウド運用を行うこと。

- ① I P A（独立行政法人情報処理推進機構）が示す「安全なウェブサイトの作り方／安全な S Q L の呼び出し方」の最新版に準拠したサービスであることを保証可能であり、契約期間中継続して最新版に準拠することを保証可能であること。
- ② F W による通信ポート制御（インターネットからの接続は原則「80」および「443」以外を閉塞し、インターネットへの接続はサービス上必要なポート以外を閉塞する）が可能であること。
- ③ I D S や I P S、W A F 等による F W 以外の通信制御や不正アクセス監視を導入していること。
- ④ サービス利用に際するユーザーのアクセスに対し、異なる 2 つ以上の方式（例えば、グローバル I P アドレス制限・ I D パスワード制限）を組み合わせたユーザー認証を行っていること。
- ⑤ F T P および T E L N E T の利用を制限することが可能であること。
- ⑥ サービス利用者（発注者）からのアクセスに関する情報を、アクセスログ、操作ログ、エラーログ等のログ情報として取得することが可能であり、それらログ情報を、外部記憶 媒体や紙媒体等、何らかの形でサービス利用者（発注者）が閲覧可能な状態を 1 年以上保持することが可能であること。また、ログ生成に使用するシステム時刻は、タイムサーバによって同期しており、タイムスタンプは日本標準時であること。なお、定期的にログを外部媒体へ転送して厳重な保管を行う等、ログの改ざんに備えた対策を取っていること。

(4) S L A（サービス・レベル・アグリーメント）関連

発注者の要求するクラウド環境要件を以下に示す。受注者は、クラウド環境要件に基づき、適切なクラウド運用を行うこと。

- ① I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）認証または P マーク（プライバシーマーク）付与認定を取得していること。
- ② 本システムで利用するサービスの正常に利用可能な確率が、99.5%以上であること。
なお、確率の算出方法は「稼働率（%）＝（総稼働時間 [分]－障害時間 [分]）÷総稼働時間 [分] × 100（障害時間に計画停止・定期保守は含まない）」とする。
- ③ サポートサービス時間は、「6. 保守運用受付期間及び時間」を考慮したものであること。
- ④ 高い強度の暗号化方式を用いて通信を暗号化し、サービス利用者（発注者）との契約期間中、継続して暗号化方式の更新を行い、暗号化方式の強度に何らかの問題が発生した場合は、速やかに問題のある方式を破棄した上で代替策を取る等の対応が可能であること。
- ⑤ 最新バージョンの O S やブラウザを迅速にサポート対象とする等、情報通信技術の一般的なトレンドに追随し、ユーザ動作環境の変化に対して柔軟な対応をしていること。
- ⑥ サービス利用者（発注者）のデータへアクセス可能なサービス提供者（受注者）側の情報取扱者の規定がされていること。また、パスワード管理や権限レベルの設定などにより適切な制御が行われていること。

- ⑦ サービス提供者（受注者）の都合によってサービスを終了する場合、サービス利用者（発注者）に対し、サービス終了より12か月以上前の事前通知を行うことが可能であること。
- ⑧ サービス利用契約の終了もしくは途中解除時、サービス利用者（発注者）の所有データを、再利用可能なテキストデータ等の汎用的な形式で引き渡すことが可能であり、必要に応じてデータ内容（マスタレコードの数字や記号のコードが意味する内容・データ項目名・データ形式・テーブル関連情報等）の説明や簡易資料の提供等を行うことが可能であること。
- ⑨ サービス利用者（発注者）の所有データ（バックアップデータや外部記憶媒体に保管したログデータ等を含む）を、再利用不可能な形で完全に消去する速やかな対応が可能であり、消去証明書類を提出することが可能であること。

(5) ロケーション等関連

- ① サービス利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法令は、全て日本法であること。
- ② サーバ及びすべての情報資産（バックアップデータを含む）は、基本的に日本国内に所在すること。
- ③ サービス内に格納されるデータの所有権および管理権がサービス利用者（発注者）に帰属する旨を、契約締結時に結ぶサービス利用規約や契約書等に記載できること。
- ④ サービス提供拠点の建屋について、耐震・免振・耐火・耐水等の安全性が適切に確保されていること。
- ⑤ サービス提供拠点の電源系統について、電源が冗長化されていること。また、電源の供給が断たれた場合に、自家発電設備により稼働すること。
- ⑥ サービス提供者（受注者）側でのデータ取扱環境について、安全性が適切に確保されていること。（入退室管理、管理PCの扱いなどファシリティ面）

9. システム操作指導

- (1) 図書館システム取扱説明書、操作説明書を紙媒体で2部、電子媒体で1部提供すること。
- (2) 操作方法、運用取扱等について、システム本稼働前に1日以上研修・指導を行うこと。

10. 移行に関する仕様

① データ移行日程

作業日程を作成し提出すること。

② データ移行の試行等

試行を経て安全に実施することとする。

③ データ移行と目録業務等

目録、窓口業務、発注業務ができない期間は1週間以内として、期間内にデータを移行することとする。

④ データ移行の範囲

現行システムで運用しているデータは、統計データを含め、完全に移行することとします。また、現在使用している利用者カードや図書に貼り付けているバーコードは移行後も使用できることとする。

⑤ データの帰属と利用

現行システムの蔵書、利用者データ等の成果物は図書館に帰属します。現行システムからのデータ抽出は、受注者が行うこと。

⑥ 現行システムのデータ移行

蔵書、利用者データ等のシステムへの移行にあたり、上記⑤を踏まえ現行システムから速やかに、確実に移行するものとします。

⑦ データの抽出

データの抽出に関しては、受注者の責任のもとに実施し、受注者が現行システム業者の支援が必要と判断した場合は、受注者の費用負担と図書館の指示の元に、支援を要請することとする。

⑧ データの欠損

システム稼働後にデータの欠損に気付いた場合などは、直ちに修復することとする。

11. ネットワーク環境

① インターネット回線

図書館のインターネット回線(光回線)は、グローバル IP アドレス固定のものとして発注者が用意し、回線利用料も発注者が負担する。

② LAN 環境

図書館で利用する LAN 配線は、発注者が用意する。